

「農地を守り！次世代に引き継ぐお手伝いをします！」

農地中間管理機構だより



随時発行

発行者：農地中間管理機構(公益社団法人宮崎県農業振興公社)

◆第20号の内容

- 1 農地中間管理事業評価委員会を開催しました
- 2 農地中間管理事業の推進状況について
- 3 農地中間管理事業審査会(3月)について
- 4 九州農政局による取組事例の現地調査が実施されました

あなたの『農地』明日につなげます。

『農地』を愛したいとお考えのあなたに。

五十年『農地中間管理機構』が、宮崎県農業振興公社が、

あなたと共に『農地』を守り受け、

しっかりと未来を築いていく。

『農地』を愛する心で、農地の未来を

共に築いていきます。

あなたの『農地』を明日につなげます。

1 農地中間管理事業評価委員会を開催しました

機構は、3月15日(火)に外部有識者5名で構成される農地中間管理事業評価委員会を、県地域農業推進課立会いのもと宮崎県トラック協会会議室で開催しました。評価委員会は、平成27年度の機構の取組や事業実績等を評価するもので、福田委員長(九州大学教授)の議事進行のもと事務局から①26年度評価に対する対応、②機構の取組状況、③事業の実施状況、④機構が扱う遊休農地について、⑤28年度の取組方針(案)について説明を行った後に、評価項目に基づき事務局との質疑を交えながら各委員から取組状況等について評価をしていただきました。

評価項目は以下の4項目で、それぞれの項目における主な意見は次の通りです。

(1) 事業の取組状況について

- ・事業が進むよう改善策等を講じた取組は評価できる。
- ・市町村毎に取組の濃淡がある。立地条件等を踏まえた市町村毎の分析が必要ではないか。
- ・取組は評価できるが、なぜ取組が進まないのか課題を整理・分析する必要がある。
- ・借受者からの目線が大事。農地集積により収益増が図られたというような評価等ができないか。

(2) 機構の推進体制について

- ・国は「大規模経営者等の意見が反映される体制となっていない」という評価のようだが、農業法人経営者協会との協定締結により意見は反映されるというのを強調すべきである。
- ・事業取組の基礎はできたようだが、市町村によっては職員1人で進めているところもあると聞いている。この様な市町村は2～3人の体制が取れるようにしていかないといけない。

(3) 関係機関との連携について

- ・事業の取組状況について、各市町村の評価を機構に吸い上げる仕組みが必要ではないか。

(4) 農業者等への事業啓発について

- ・様々な取組が行われているが、どの手法が有効なツールであったのかを分析して今後に生かす必要があるのではないか。
 - ・地元の寄り合いに出ても農地中間管理事業が議論されることがない。農家への周知はまだまだ必要である。
 - ・何かしらの指標を持って評価できないか。全国統一的なものがないか。
- 委員からは、以上のような事業取組等に関する御意見をいただきました。これらの意見については評価委員の意見としてとりまとめるとともに、新年度の事業推進に反映させていきたいと考えております。



評価委員会の様子

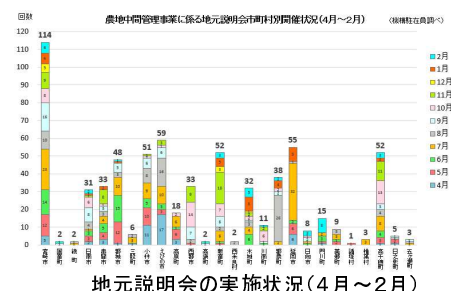
2 農地中間管理事業の推進状況について

平成27年度の農地中間管理事業の重点実施地区は、12月末に見直しを行い、現在**176地区**となっております。このうち、**82地区**の重点実施地区が事業に取り組んでおります。

あわせて、人・農地プランによる地域での話し合いも継続的に行われており、27年4月からこれまでに県内の全市町村で、延べ**約700回**、**約12,000名**の農業者等を対象に話し合いが行われ、その成果が事業取組につながったものと考えております。

また、市町村別の目標面積を達成したところは、小林市、新富町、木城町、高千穂町、日之影町の5つの市町で、目標の9割・おおむね達成したところが、綾町、えびの市、西都市、門川町の4つの市町でした。

この事業をすべての農家に周知するには、時間と労力を要しますが、引き続き地域での話し合いを続けていただき、地域における人と農地の問題解決を図っていただきたいと思います。



3 農地中間管理事業審査会（3月）について

機構は、3月18日（金）に平成27年度最後となる第15回農地中間管理事業審査会を開催しました。今回の審査会では、**重点実施地区8地区**と**個別案件**としてリタイアされる農業者等の農地を対象に審査を行いました。重点実施地区のうち1地区は、今回、初めて取り組む地区でした。また、今回は機構が貸付けた農地の合意解約や貸付者の変更案件も10件ありました。

27年度行った事業審査会での合計審査件数は4,188件、16,395筆、1,938haとなりました。（※27年度実績は精査中）

【農地中間管理権取得等の審査地区】

◆重点実施地区8地区

（国富町・日南市・三股町・えびの市・木城町）

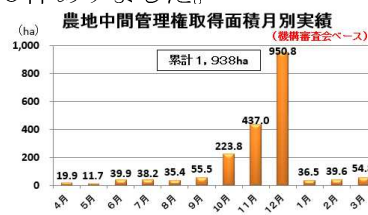
- ・機構が借り受けて貸し付ける農地面積 **12.0ha**

◆離農する農業者及び隣接する農地を貸し付ける農業者等（99名）

（綾町・日南市・都城市・三股町・えびの市・西都市・新富町・木城町・川南町・都農町・延岡市・日之影町）

- ・機構が借り受けて貸し付ける農地面積 **42.8ha**

3月審査面積 54.8ha



4 九州農政局による取組事例の現地調査が実施されました

農地中間管理事業については、早期に機構を軌道に乗せ、農地集積を加速的に進めていく必要があります。国からも「機構事業を軌道に乗せるための方策について」の通知が出されており、現地で農地集積のコーディネートを行う担当者が重要な鍵であると考えられています。

九州農政局農地政策推進課は、九州各県の現地コーディネーターの取組を主要テーマとした事例調査を行っており、本県では2月25日（木）と26日（金）に現地調査が行われ、北諸県管内の中島駐在員が管内で取り組んでいる、大規模農業法人間の集約化を図るため機構を積極的に活用している事例と、西臼杵管内の甲斐駐在員が高千穂町で取り組んでいる、「地域の農地は地域で守る！」という住民の思いを機構事業で具現化していく取組について、それぞれ市町の職員も交えて聞き取りが行われました。

中島駐在員からは、「ある法人では農地が分散していることにより年間約1千万円の経費が嵩み経営を圧迫しており、農地の分散錯圖の解消を図るためにも機構事業に期待が高い」ことや、甲斐駐在員からは、「地元説明会を開催する前に、地元役員に事業制度をしっかりと理解をしていただくことが、地域をまとめるために重要である」といった事業推進のポイントを説明していただきました。

※取組概要等の詳細は、後日、九州農政局から紹介される予定です。



都城市での様子



高千穂町での様子

～大規模農業法人間の集約化を図るため機構を積極的に活用～

都城市地区

基本データ

- 農業者数: 8,604
- 認定農業者数: 1,153 (うち法人128)
- 農地面積: 12,920ha (田6,510ha 畑6,410ha)
- 善悪整備率: 田38.3% 畑17.5%

地区概要

- 地勢: 都城市は宮崎市と鹿児島市のほぼ中間にあり、広大な都城市の中央に位置。
- 農用地等の特徴: 農業産出額の約8割を畜産部門が占める畜産地帯。
- 主な農産物: 肉用牛、米、甘藷、ごぼう、イチゴなど。
- 担い手の状況: 大規模な法人経営が比較的多い。

現地コーディネーターの取組

【取組内容】

宮崎県では、県出先事務所に機構の地域駐在員を7名配置。北諸地域（都城市、三股町）においては、都城市の大規模農業法人OBが地域駐在員となり、地域内の大規模経営を行っている農業法人等を戸別訪問し、農地中間管理事業の周知と併せて、将来的に、分散している農地の集約化を図るため、まずは機構に希望農地を届けるよう説明。手続が面倒などの理由から、機構への借り換えに二の足を踏んでいた農業法人等も、前職の経験を活かした地域駐在員の積極的な対応を受け、機構への借り換えが一気に前進。理解を示された農業法人からは、農家情報の提供を受け、利用権設定に係る事前準備（現地確認や相続の確認等）を実施。

～「地域の農地は地域で守る」という住民の思いを機構で具現化～

上川登地区

基本データ

- 農業者数: 1,637
- 認定農業者数: 218 (うち法人3)
- 農地面積: 1,982ha (田1,140ha 畑842ha)
- 善悪整備率: 田38.3% 畑17.5%

地区概要

- 地勢: 高千穂町は九州山地のほぼ中央部に位置し、宮崎県最北西部の中山間地域。
- 農用地等の特徴: 林野面積が83%を占め、農用地は8.4%。農用地等は急峻斜面に階段状に点在。
- 主な農産物: 肉用牛、プロイラー、米、トマトなど。
- 担い手の状況: 担い手である認定農業者は減少傾向。

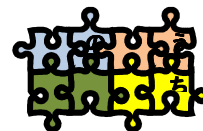
現地コーディネーターの取組

【取組内容】

宮崎県では、県出先事務所に機構の地域駐在員を7名配置。西臼杵地域（高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町）においては、地域駐在員が管内の中山間地域等農林文化の伝承活動を中心に、農地中間管理事業の推進に関する地元説明会や個別相談会を実施。このような説明会等では、事業制度はもとより、地域で集落を守っていくための話し合い活動の重要性、地域の財産である農地の有効利用を図っていくためにも、機構を介した農地集積の必要性を集落住民に説明。平成27年度地元説明会開催回数57回、参加人数1,321人。

<農地第一課より>

農地中間管理機構として農地中間管理事業の業務を始めて2年が経とうとしています。初年度は、事業が制度化されましたが、事業の推進方法、機構集積協力金の考え方等詳細が示されない中、手探り状態からの出発でした。また、農地中間管理権取得や農用地利用配分計画等の利用権設定に必要な各種様式の作成から事務取扱要領、事務処理の手引き等の作成を行い、市町村とも意見交換を行いながら事業を進めてきました。2年目は、本格実施の年ということで重点実施地区を選定し、各市町村で精力的に事業推進が行われた結果、約1,900haの農地集積を図ることができました。28年度は機構集積協力金の交付要件の見直しが行われる予定で、これまでの事業推進方針を見直す必要がありますが、今後は農地集積に係る通常事業としての定着を図っていききたいと思います。（事業担当）



農地中間管理機構だよりに関するご意見・ご要望は下記までお願いします。

公益社団法人 宮崎県農業振興公社 農地第一課 電話（直通） 0985-78-0210

メール mk-kosha@tulip.ocn.ne.jp